

## 福祉施設経営相談対応のフロー図

相談されるに当たっては、まず、山梨県社会福祉協議会の受付窓口(福祉振興課経営相談対応事務局)に電話等でご連絡ください。

福祉施設から、「福祉施設経営相談事業 相談申込書」により、FAX・メール送信等で受付窓口にご相談申込みをしていただきます。



「相談申込書」を受付窓口で受付をし、内容を確認して、「法律相談」・「職員待遇管理」・「会計税務」の問題別に区分し、それぞれの相談業務を委託している専門家(経営指導員)に対応を依頼します。

弁 護 士

税 理 士

社会保険労務士

相談者には、専門家が連絡しますので電話・FAX・メールで連絡しますので、ご相談ください。

また、必要に応じて

- 専門家事務所への来所
- 山梨県社会福祉協議会相談室(県福祉プラザ4階)への来所
- 相談者の福祉施設の訪問により対応します。



相談対応を終了した専門家に山梨県社会福祉協議会が取扱い状況の報告を受け、相談状況に応じて報酬(謝金)が支払います。

○一連の手続きにおいて山梨県社会福祉協議会の相談対応を行う職員は限定されております。

○相談対応職員及び委託業務の専門家は、個人情報の保秘、管理の徹底を期しております。